

議員（藪内 真由美）

4番、藪内 真由美でございます。本日もよろしくお願い致します。

令和5年6月定例会におきまして、次の3点について質問をさせていただきます。

一問一答方式でよろしくお願い致します。

1点目は、小学校、中学校の給食費無償化について、2点目は、国民健康保険加入者の特典について、3点目は、旧庁舎及び旧福祉センター跡地利用についてです。

初めに、1点目の小学校、中学校の給食費無償化についてでございます。

現在、物価高が続き、子育て世帯においても経済的圧迫が続いていることと思っております。町内に住む子育て世帯の方からも生活が困難であると、たくさんの声をお聞きしています。

そこで質問です。県内の近隣市町でも給食費無償化が進んでおり、国も少子化対策として検討しているようですが、多度津町は今後どのような対策をされる予定でしょうか。

教育総務課長（竹田 光芳）

藪内議員の給食費負担に関する本町の対策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

給食費の負担につきましては、県内においては丸亀市が本年度より小中学校の給食費を無償化することとなり、高松市は、本年6・7・9月の給食費を無償とすることが報道されました。

本町においては、昨年度は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、12月から3月までの4箇月間の給食費を無償とする事業を実施しました。

本年度につきましては、物価上昇により値上げせざるを得なくなった給食費の1食当たりの値上げ部分、幼稚園14円、小学校17円、中学校20円を町費で負担することとしております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

再質問を行います。経済的困難が続くと給食費が未納となる場合が想定されます。その場合、教員、または町職員の業務も増えることとなると思いますが、そこらはいかがお考えでしょうか。

教育総務課長（竹田 光芳）

藪内議員の給食費が未納となった場合の職員等の業務の増加についてのご質問に答弁をさせていただきます。

給食費の徴収等の業務につきましては、これまで学校の教職員が担っていましたが、教職員の働き方改革の一環として、国の提言により地方公共団体が自らの業務として行うよう通知されたため、本町では令和3年度より公会計化し実施しております。

教育委員会事務局において給食費の請求、徴収、管理することになりますので、事

務量は増加し、未納者が増えることになれば、督促等の業務が増加するので、さらに業務量は増加することになります。

未納者への対応については、未納者のそれぞれの事由を類型化し、生活困窮世帯には就学援助制度の利用を勧めるなど、対応の仕方に段階を付けることも必要だと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

再々質問を行います。給食費無償化をすると、給食の品質が下がる恐れもあると懸念されていますが、品質について現状と同じであることは保障されますでしょうか。

教育総務課長（竹田 光芳）

藪内議員の給食費無償化による給食の品質の低下についてのご質問に答弁させていただきます。

給食費が無償となった場合においても1食あたりの給食の食材費を現行より下げる訳ではないので、品質については変わりません。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

有難うございました。子育て世帯の方が一刻も早く望まれていることだと思いますので、早急な決定をお知らせ下さい。

続いて2点目の国民健康保険加入者の特典についてです。社会保険に入っていない町民、個人事業主など自営業の方の多くは、国民健康保険に加入していることと思います。

国民健康保険に加入していても健康を維持されており、病院に通うことがない方は、保険料を支払うばかりで、使用用途がないという声がありました。過去には保険の未診療の方に特典として、粗品のプレゼントがあったと聞きました。また、県外にはなりますが、岡山県総社市で保険診療を受けなかった世帯に1万円のキャッシュバックという特典配布を行った経緯がありました。香川県では、現在そのような特典を行っている自治体はないようです。

そこで質問です。今後、国民健康保険加入者で保険診療を受けていない世帯に対し、特典などを行う予定はありますでしょうか。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

藪内議員の今後、国民健康保険加入者で、保険診療を受けていない世帯に対しての特典等を行う予定があるかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、本町は昭和39年度から平成28年度まで国民健康保険加入世帯において、一年間、医療機関等を受診しなかった世帯に対して表彰し、健康グッズや多度津商品券を報奨品としてお渡ししていた経緯がございます。

しかし、平成27年に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部改正する法律が成立し、それに基づき、平成28年に厚生労働省より「個人の予

防・健康づくりに向けたインセンティブを提供する取組に係るガイドライン」の通知が発出されました。その内容は、「国民一人ひとりが、自らの健康は自らがつくるという意識を持ち、それぞれの年齢や健康状態等に応じて、具体的行動として一步を踏み出すことが重要であり、そのきっかけづくりとそれが習慣化するまでの継続支援としてインセンティブを提供する取組が必要である。当初の段階では、インセンティブによって、本人が健康づくりの取組を実践、継続することになったとしても最終的には、本人に健康に対する問題意識が芽生え、インセンティブがなくとも自発的かつ積極的に健康づくりの取組を継続する姿を目指し、本人の健康の維持・改善が最大の報奨となることを念頭に進めていく必要がある。そのためには、必要な医療を受けるべき者が受診を抑制し、結果的に、より重症化することがないよう、単に医療機関を受診しなかったことをもって評価することは厳に慎むことが必要である。」ということでありました。その通知に基づき、本町におきましても国民健康保険無受診者世帯への報奨を廃止した経緯でありますので、ご理解賜りたいと存じます。

こういった背景の中、各市町で行っておりました無診療世帯への報奨が廃止されましたが、平成30年より、県が「マイチャレかがわ」を始めました。

「マイチャレかがわ」は、自らの健康は自らが作るという意識を持ち、それぞれの年齢や健康状態等に応じて、具体的行動として一步を踏み出すことの「きっかけづくり」と「継続支援」をするものであります。対象は小学生以上の県民の方であり、楽しみながら継続的に健康づくりが出来るように、ウォーキングや朝ごはんを食べるなど個人の目標達成、健康診断の受診や社会参加に健康ポイントを付与し、一定のポイントが貯まるとサービス協力店で特典が受けられたり、また、商品が当たるご褒美抽選にも参加出来ます。国民健康保険加入者のみならず、小学生から高齢者までマイチャレかがわを活用し、町民が楽しみながら継続的に健康づくりが出来るよう今後もマイチャレかがわの普及啓発を進めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

とても詳しく丁寧なご答弁、有難うございました。

再々質問を行います。まだ事例がないことから、踏み切ることに躊躇することもあるかと思いますが、このように他の自治体が行っていないことを多度津町が先立って開催することで、町外に住む方が多度津に住むメリット、健康を維持したい、若い方が多度津に戻ってきたいと思って頂き、多度津ブランドを掲げることで、人口が増えれば、町への財源も確保されるのではないかと考えています。もちろん、特典が欲しさで体調が悪くても病院に行かない人も増えるのではと不安もあるかと思いますが、毎年の町指定の健康診断書などを提出することが条件などということも入れておくと、病気の早期発見にも繋がり、健康に対して高い意識を持ってもらう

ことが出来ると思いますし、町も活気づくのではないかと考えております。いかがでしょうか。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

藪内議員の国民健康保険加入者で、保険診療を受けていない世帯に対しての特典等の実施についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、他の自治体が行っていないことを本町が先立って開催し、「多度津ブランド」を掲げることで人口が増え、町財政も確保出来るかと推測しますが、厚生労働省より「単に医療機関を受診しなかったことをもって評価することは厳に慎むことが必要である。」との通知がありましたので、ご理解賜りたいと存じます。

しかし、県が実施しておりますマイチャレかがわの普及啓発を進め、町の独自性を活かせる時期が参りましたら、本町の積極的な健康づくりに対する取組に評価出来る方法を検討出来たらと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

答弁有難うございました。国のインセンティブを提供する取組がある限り、異議を申すつもりはございませんが、他の形で前向きに検討をお願い出来ればと思います。

続いて、3点目の旧庁舎及び旧福祉センターの跡地利用についてです。

旧庁舎、旧福祉センターの今後の予定など、現在の進捗状況はどのようなのか、お示し願います。

総務課長（泉 知典）

藪内議員の旧庁舎・旧福祉センターの今後の予定などの進捗状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

令和5年3月の定例会の渡邊議員や門議員の一般質問において答弁させて頂いたとおり、旧庁舎の跡地につきましては、現在、活用方法を検討しているところでございます。

跡地の周辺には、多度津駅や幼稚園・小学校があるため、関係機関と十分に協議し、今後の財政状況も鑑みながら計画的に解体を行い、地域における公共の福祉の増進や地域社会への貢献等に繋がる活用方法を検討してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

再質問を行います。先ほどの答弁では、旧庁舎及び旧福祉センターの跡地利用について、現在、活用方法を検討しているところとのことですが、住民の方々からは丸亀市や善通寺市のような充実した図書館が欲しい。丸亀市のマルタスのような、ゆったりと時間を過ごすことが出来る場所が欲しいなどの意見を聞く機会が増えていきます。このため、歴史ある明徳会図書館を旧庁舎の跡地に設置し、図書館機能だ

けではなく、自習室やカフェコーナーを備えた子どもから高齢者までの多世代の住民が憩える機能を有した複合的な図書館を設置することが出来ないのか、お伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

藪内議員の複合的な機能を有した図書館を設置することについての再質問に答弁をさせていただきます。

現在の明徳会図書館は昭和56年に建築され、今年で42年になります。このため老朽化が激しく、外壁の剥離やトイレの故障などの不具合が発生している状況にあります。この不具合を解消するため、修繕費の予算を計上し、その都度対応しております。

令和3年1月に設置された多度津町公共施設個別施設計画の中にある長寿命化の実施計画では、町内の社会教育施設の大規模改修は、概ね令和20年代に実施されることになっています。しかし、令和5年3月に実施した町民体育館の耐震診断の結果などからも、同社会教育施設の大規模改修は早期に実施する必要があると考えています。

また、旧庁舎や旧福祉センター跡地に図書館等を新たに設置することは、駅前通りの文教地区という性質からも適切であると考えられますので、今後の都市整備計画及びまちづくりの協議の中で、議会の皆様方とともに協議をするのがよいのではないかと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

再々質問を行います。旧庁舎等は耐震性がなく南海トラフ地震が発生した際には、倒壊の危険性があることから、新庁舎の建設に至りました。町民の安全と安心を担保するためにも、このような危険建物の早期の撤去が必要だと思います。そこで町長にお伺いします。旧庁舎等の撤去及びその跡地利用の協議は、いつ頃から始めようと考えているのか、その見込みやスケジュールをお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

藪内議員の旧庁舎等の撤去及び跡地利用の見込みやスケジュールについての再々質問に答弁をさせていただきます。

旧庁舎と旧福祉センターにつきましては、近隣住民の皆様には迷惑を掛けることがないように早急に撤去しなければいけないと考えております。

跡地利用につきましても周辺に多度津駅や幼稚園、小学校、高校があるため、関係機関と協議を行いながら検討をすることとしており、老朽化により移転をしなければいけない施設である明徳会図書館と資料館の移転建て替えと多度津地区公民館の建設についても併せて考えております。

財政状況を考えてのことになりますので、優先順位と時期的な大枠での計画について副町長を中心に検討を進めるように指示しており、案がまとまり次第、議会にお

諮りすることとさせていただきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

答弁有難うございました。

旧庁舎及び旧福祉センターの周辺には民家があります。また、多度津小学校、多度津高校の児童・生徒がいます。さらには、県道を通行している自動車や歩行者がいます。

町民の安全と安心を担保するためにも早期撤去が必要です。また、その周辺には、津波浸水区域でもあることから周辺住民の一時避難所としての機能も有する堅強な建物を建築するなどの跡地利用を早期に検討する必要があります。

町財政は厳しく、新たな施設を建設するとなると新たな借金をすることになり、一時的には起債残高が上昇することになりますが、必要な施設は建設しなければなりません。このため、町にとって何が必要で何が必要でないのか事業者仕分を町執行部に監査委員を加えたチームを組織し、実施してはどうかと提案しておきます。

以上、4番、藪内 真由美、6月定例会一般質問を終わらせて頂きます。

有難うございました。